

仁和寺所藏「本尊隨法不同事等」紙背文書

歴史研究室

本書は塔中藏第20箱に収められているが、前半部を欠き、六紙を残すに過ぎず、原題も明らかでない。現存するのは「本尊隨法不同事」以下であるので、ここでは「本尊隨法不同事等」と仮称することにしたが、適当な名称ではなく、更に検討を加える必要がある。紙面には墨界線を施し、紙背には文書が見られる。この紙背文書には史料価値の高いものが見られるのでここに全文を紹介することにした。これらはいずれも年紀が記されていないが、次に掲げるように、建暦3年8月下旬書写奥書があり、それを溯ること遠からざる頃のものと考えて大過ないであろう。

(奥書)

建暦三―八月下旬、於大聖院御所「北対部屋、以証本写了、

經 寬

この大聖院御所は仁和寺内の院家の一つで、御室御住房でもあった。血脈類集記第9によれば、覺教大僧正（北院御室付法）の弟子に經寬なる僧が見えている。彼は少納言律師とも呼ばれ、淡路大進源長經の息で、建保7年3月29日、仁和寺真乘院において覺教の付法を受けている。この經寬と本書を書写した經寬とは年代的にも、また仁和

仁和寺所藏「本尊隨法不同事等」紙背文書

寺と関係深い点においても一致するから、同一人物としてさしつかえなからう。ところでこの紙背文書の第2・3・5紙の3通は後述のようにならう。ところでも南部興福寺関係のものである。当時南部諸大寺は真言宗の強い影響を受けて密教化しており、僧侶の交流もしきりに行われていた。こうした関係から經寬の手もとに興福寺関係の文書が入つたものであらう。

〔第1紙〕 法橋某書狀（9月27日）

東北院領越前國曾万布庄」訴事、任折紙狀候、早可□進上尊段候旨

謹承「□」謹言、

九月廿七日

法橋□

「（後欠）

〔第2紙〕 源為賢解（後欠）

源為賢謹解 申請 恩赦事

請殊蒙 恩赦、經御沙汰、任証文被糺返、為南京東山里」和津賀

原山住人源太定尚、勾引所從七人不当子細狀、

副進

為清引文案一通

定尚勾引下人交名一通

右謹檢案内、為賢有事緣、去正治元年、知行大和國伊奈津「庄之間、下遣定使男之処、為清盜取彼庄所當米、雖致」種種之惡行、偏住無為無事之心、令宥沙汰之刻、乘勝之「餘、背預所之下知、相語凶徒、入夜打於定使之宿所、殺害」定使并妻子所從等八人畢、即擲取為清等^(七人カ)「罪過之日、為清申云、所犯不及左右、罪過難遁、然而甲」參之敵人免其罪者古今例也、仍可与一族引文、可「免今度之罪也者、任申請為賢取件引文、召仕彼七人」已以經數十年之間、去月九日、為清彈定尚竊企參「洛、招出為清女子等、逃籠春日御領柚原山之条、所行」旨言語不及事也、加之彼定尚者、度々有盜犯事、即「時雖可滅亡、為賢隨分令沙汰免了、何忽^(念其恩)□□□□不顧引文、可勾引七人之輩哉、罪過不輕者也、望請」恩裁、^(早)□^(被仰)經御沙汰、□□^(被仰)彼柚預所寺林法^(親)□□返」

(後欠)

〔第3紙〕和東柚沙汰人等陳狀(折紙)

和東御柚沙汰人等陳申、
任解狀之旨相尋之處、件「折節自外土旅人無移住事、」但自權門去來者多人、雖被「注進其交名、難知実狀、就中」往古御柚之習、來入之者無沙「汰之出事、何況彼交名之輩、」不見不聞之者也、爭可致其「沙汰乎、披陳粗如件、

〔第4紙〕經^(カ)寬書狀並某返狀(9月14日)

只今便候へハ、大武阿闍梨此山中候了、恐々謹言、
謹承候了、今夕之還向ハ可「留候、但若指事出来候者、經^(寛カ)□□一人不候とん、御遺恨不可候、□「刑部卿阿闍梨宿所不知行」候、同自其可令触給候歟、恐々謹□、

九月十四日

經^(寛カ)□□

(異筆)

「三位阿闍梨許へ申遣候へハ、返事」如此候、今夕可還法性寺由、承候之間、「止候也、謹言

□

〔第5紙〕和東柚沙汰人等陳狀(折紙)

(第3紙と同文により本文省略、挿図参照)

〔第6紙〕氏名未詳書狀(後欠)

少御堂講衆申御布「施事、可申上候也、

疊用途内、筵裏布、「明障子紙、可被沙汰渡候、」且御倉へ請に可被進候^(之カ)□「山、沙汰人申候也、

垂布事、去年被渡布不法」候云々、今年猶自此不法に候之由、「沙汰人申上候、其も多候は、可沙^(汰)□「替候之處、只十余段候へハ、不及沙汰替」候、其外一切布不候之由、申候者、如何□^(様)「可候哉、雖龜患候、當時候物なれば、」可令進候は、同可進之由、申候、何様^(可)□「候哉、恐々謹言

□□□□(廿カ)(日カ)

(後欠)

□□□□(眼カ)

以下、前掲紙背文書について若干の説明を加えたい。

〔第1紙〕 この東北院は法成寺の一院で、もと上東門院御所（京都一条南京極東）であつた。法成寺の東北にあるところからその名が生れたという。曾万布庄はすでに兵範記仁安2年夏巻紙背文書所収の長寛2年7月日越前国曾万布庄百姓等解にも東北院領として「御庄建立以來及百餘歳」と記されており、古くから東北院領であつたことが知られる。

〔第2紙〕 大和国伊奈津庄預所源為賢が、源太定尚に勾引された彼の所従7人を糺返されんことを求めたものである。延久2年の興福寺大和国雑役免坪付帳（東諸郡）に宇陀郡稲津庄があり、伊奈津庄とはこの稲津庄のことであろう。なお稲津庄は現在の宇陀郡菟田野町稲戸の地であろうといわれる。^(註2) 和津賀原山については「南京東山里和津賀原山」とあるが、現在の奈良市東方地区には該当する現地名は見られない。しかも第3紙には和東柚があるのです、この和津賀原山は和東柚内の原山（現在相楽郡和東町原山）のことではなからうか。するとこれは山城国となり南京東山里とあることと矛盾するが、和東柚を含めて相楽郡内には興福寺（春日社）領が極めて多く、しかも奈良から近いので、和東柚を南京東山里内にありとしたものであろう。

為賢の主張によれば、源太定尚が勾引した所従7人はかつて伊奈津

(第5紙) 和東柚沙汰人等陳状

庄内に乱入して殺害等の非法を行い捕えられた為清一族であるという。即ち為清は罪過に処せられんとした際、「所犯不及左右罪過難通、然而甲参之敵人免其罪者古今例也、仍可与一族引文、可免今度之罪也」と申請うたため、為賢は「取件引文召仕彼七人」うこととした。

引文とは身曳——己の身を相手方に曳進める。即ち我と我が身を相手方の支配下に置き、その所従被官となる行為^(註3)の際に相手方に出す証文のことである。身曳が行われるのは生活に困窮して自分の身を売^(註3)り又は債務の弁済に当てる場合、年貢公事不納の場合、犯罪により被官になる場合等種々ある。検断権の保有者が、犯罪人の身柄を押えて強制的に自己の下人所従とするとは異り、身曳の場合は自己の犯した罪を免れんがために、自分で自分の身柄を検断権保有者もしくはそれに強い影響力を及しうる者に進めてその下人所従となるのであつてそのことによつて殺害・夜討・強盗・人勾引等の重科を犯しても罪を免れることが出来たのである。この文書は中世の検断を考えるのに役立つ史料の一つである。

〔第3紙〕興福寺領和束^(註4)（山城国相楽郡）の沙汰人等が出したもので、^(註4) 袖への移住者の中に交名にあげられた者がいるか否かの問に對して不明であることを答えたものである。その内容から推すと、この陳状は第2紙の為賢解と関連する文書の一つと考えられる。若干意味の掴み難いところがあるが、「但自權門去來者多人、雖被注進其交名、難知実狀、就中往古御袖之習、來入之者無沙汰之出事」とあるように袖においては人の流入に關しては比較的ルーズであつたことが知られる。近江国葛川庄における浪人のように、^(註5) 袖もしくは山間の庄園にお

いては外からの労働力の流入を勧迎するためか、そこへの移住については特に制扼を加えないのが通例であつたのではなからうか。

〔第6紙〕「明障子」紙とあるが、明障子が文献上に見られるのは平安時代末期からである。しかしそれが紙を用いたことを明かにする史料としてはこの書状は古い例の一つといえよう。（田中 稔）

註

- (1) 『平安遺文』第9巻1689号、(P. 3620)
- (2) 『莊園志料』上巻
- (3) 石井良助「中世人身法制雜考2」『法学協會雜誌』56巻9号
- (4) 第2紙為賢解には「春日御領袖原山」とあるが、^(註4) 寿永2年3月 日和東御袖工等申狀（平安遺文第8巻、第588号）によれば和束袖は興福寺領と考えられ、その一部の原山のみが春日社領であつたと考えられる。
- (5) 牧野信之助「庄園内に於ける浪人」『武家時代社会の研究』所収
- (6) 中村直勝「中世農民の生活」『莊園の研究』所収
- (7) 太田静六「春日驗記に現れたる住宅建築と住宅調度とに就いて」『建築学会論文集』第20号